

令和 8 年 6 月 4 日

企業主導型保育事業 実施者 様

公益財団法人児童育成協会

令和 7 年度における企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告、 完了報告及び処遇改善等加算実績報告の手続について

平素より、企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度における企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告の手続について、下記のとおりお知らせいたします。内容をご確認いただき、申請期間中に提出いただきますようお願いいたします。

なお、本申請により、令和 7 年度の運営費等助成金額が確定いたします。確定後の変更・修正は受け付けられませんので、申請にあたっては本通知のほか、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」、「企業主導型保育事業助成要領」、「令和 3 年度 助成申請、運営にあたっての留意事項」及び令和 8 年 3 月 27 日付け「令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告の手引き」（以下「完了報告の手引き」という。）をご参照いただき、誤りがないよう十分にご確認の上、ご申請ください。

記

1. 申請内容 令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）年度報告
 令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）完了報告
 令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費）処遇改善等加算実績報告
2. 対象 令和 7 年度企業主導型保育事業（運営費等）助成決定事業者
3. 申請期間 **令和 8 年 6 月 11 日（木）～ 令和 8 年 6 月 30 日（火）**
 ※期限に余裕をもった申請にご協力をお願いします。
 ※法人決算等の関係で申請期間中の提出が難しい等、特別な事情がある場合に限り令和 8 年 7 月 15 日（水）までを申請期限とします。なお、審査が遅れてしまうことをご了承ください。
4. 申請方法 企業主導型保育事業公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「令和 7 年度 年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」をご参照ください。
 ※本申請は、「公金管理システム（ピムス）」にて申請手続きを行ってください。

5. 提出書類 下記3点は全事業者初回申請時に **PDF形式**で提出が必要です。

- (1) 保育施設の損益計算書(明細書含む)
- (2) 保育施設の貸借対照表
- (3) 年度報告・完了報告用チェックリスト

※上記の他、必要書類は「完了報告の手引き」3ページをご参照ください。

URL

<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2026/03/20260327-01-R7-nendokanryo-tebiki.pdf>

6. 留意事項 (1) 年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告の全ての必要項目を入力の上ご申請ください。期限に余裕をもった申請にご協力ください。

(2) 全ての必要書類を申請期間内にご提出ください。

(3) 申請にあたっては令和7年度の全ての月次報告（月次報告再確定含む）が承認されている必要があります。

(4) 申請開始日前に本申請を作成し、一時保存することが可能です。申請開始日以降、速やかに申請いただきますようご協力をお願いします。

※申請方法については、企業主導型保育事業公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「令和7年度 年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」8ページをご参照ください。

(5) 本手続きに伴う返還金が発生した場合、一括返還請求を行います。令和8年度助成金との相殺はできませんので、予めご了承ください。

※返還請求の流れについては「完了報告の手引き」25ページをご参照ください。

(6) 令和8年3月27日に送付した「【国通知】令和8年度における企業主導型保育事業の変更点等について（続報）」においてお知らせした内容は、令和7年度年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告には適用されません。

ただし、積立資産の取扱いについては、今後予定されている累計上限額・単年度上限額の設定等を踏まえ、計画的な管理及び積立目的との整合性を十分確認した上で、申請を行ってください。

令和8年度における企業主導型保育事業の変更点等について

URL

<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2026/03/20260327-02-R8shenkounotice.pdf>

資料「積立資産の取扱いに関する見直し」

URL

<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2026/03/20260327-02-R8tumitate02.pdf>

(7) 立入調査等により年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告の内容と実態の不整合が確認された場合、助成金の返還請求を行うとともに、助成決定の取消し、公表等の対象となる場合があります。

(8) 運営費助成金の対象経費・対象外経費についての基本的な考え方については、「完了報告の手引き」21、22ページをご参照ください。特に、以下に該当する支出を報告されるケースが近年散見されますため、当該支出が対象経費に該当するかを十分確認した上で、申請を行ってください。財務監査等で対象外経費が確認された場合、再審査を行い、助成金の返還請求を行う場合があります。

- ・法人内部の資金移動
- ・本部経費等
- ・役員に係る人件費等の支出
- ・協会以外からの補助金により支払われた支出
- ・実費徴収等によって支払われた支出
- ・増築、増床、改修等、保育施設（建物、外構等）の整備にかかる工事費等

(9) 令和6年10月31日付け通知「令和6年度企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の助成について」及び令和7年4月24日付け通知「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」においてお知らせした通り**令和6年能登半島地震に係る利用者負担額減免臨時給付費**の審査を本報告にて行います。**助成決定額変更申請（第3回）**において申請を行った保育施設のみが対象となります。

令和6年10月31日付け通知「令和6年度企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の助成について」

URL

<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2024/10/20241031-01-notice.pdf>

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部審査一課

電話 0570-550-819

（年末年始を除く平日9：30～17：15）

お問い合わせフォーム

<https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>

完了報告で提出する決算書類について

- 企業主導型保育事業助成要領第1の5.(9)より、助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を備えておく必要があります。

つきましては、企業主導型保育事業に係る助成金を確定するため、施設ごとの決算書を作成してください。

※法人の決算期に関わらず、年度ごとかつ施設ごとの決算書を期限までに提出してください。決算書の差し替えは原則できません。

※3月末決算以外の法人においても、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとし、「保育施設名」と「会計期間、期日」を必ず明記してください。内容に不備があった際は、再提出を求める場合があります。

※運営委託をしている場合は、運営委託先の法人の施設決算書ではなく、設置事業者の施設決算書を提出してください。

- 完了報告において提出が必要な決算書類は法人形態によって異なりますのでご注意ください。詳細は下表をご参照ください。

完了報告で提出する決算書類	
株式会社等	損益計算書（明細含む）、貸借対照表
社会福祉法人	事業活動計算書（明細含む）、貸借対照表
NPO 法人	活動計算書（明細含む）、貸借対照表
学校法人	事業活動収支計算書（明細含む）、貸借対照表
医療法人	損益計算書（明細含む）、貸借対照表

- 原則として保育施設の貸借対照表を作成していただく必要があります。貸借対照表の代替として、資産管理台帳等保育施設の資産管理の状況が確認できる資料をご提出ください。